

INFORMATION

- 水巻町役場 ☎ 201-4321
FAX 201-4423
- 中央公民館 ☎ 201-0401
FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472
FAX 202-2473
- 総合運動公園
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212
FAX 202-3621
- 子育て支援センター ☎ 203-5772
FAX 203-5806
- ほっとステーション ☎ 203-1555
(児童少年相談センター) FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000
FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
・お客様センター ☎ 582-3031
・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 遠賀中間休日急病センター
★休日救急医療★ ☎ 282-9919
- 水巻町新型コロナワクチン
専用コールセンター ☎ 202-3339
★毎日午前9時45分～午後5時★第4日曜日を除く

お知らせ

●日曜日や祝日の急患は
休日急病センターへ

●診療日 日曜日・祝日の午前9時～午前11時30分・午後1時～4時30分

●ところ 遠賀中間休日急病センター(遠賀中間医師会おんが病院内・遠賀町尾崎)
※乳幼児の診察は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず事前に電話で問い合わせせてください。

●夜間の電話受付時間
▽日曜日・祝日 午後5時～10時
▽平日 午後6時～10時

●問い合わせ 詳しくは遠賀中間休日急病センター ☎ 2822局9919番へ

●ゴールデンウィーク中に
歯が痛くなったら

●5月3日(月・祝) しんどう歯科医院(水巻町古賀) ☎ 2022局0183番

●5月4日(火・祝) なかやま歯科医院(岡垣町東山田) ☎ 281局1181番

●5月5日(水・祝) もり歯科医院(水巻町吉田東) ☎ 201局8181番

●診療時間 午前10時～午後5時
※受診する場合、事前に該当医院に電話してください。
●問い合わせ いきいきほーる健康課

4月24日～5月6日の休業日
ICOTTOI MIZUMAKI

●元祖トマトラーメン三味 休み

●開運亭 5月6日(木) 休み
●セレクトショップ水巻 5月6日(木) 休み

●問い合わせ セレクトショップ水巻 ☎ 201局3939番

●空き家相談会
家の将来は決まっていますか

空き家や持ち家の終活について無料相談を行います。個別の内容に沿って専門の相談員と自治体職員が対応します。所有している空き家への不安などを気軽に相談してください。

●とき 5月17日(月) 午前11時～午後4時

●ところ なかまハーモニーホール(中間市蓮花寺)
●対象 県内に空き家を持つている、または県内の持ち家に住

●内容 事前予約制の個別相談会(1組30分)
※午後1時から家財整理に関する講演会を開催します。

●定員 14組(先着順)
●持ってくるもの 固定資産税納税通知書など建物情報が分かるもの

●申し込み・問い合わせ 福岡県建築住宅センター ☎ (092) 726局6210番

●年に一度は受けましょう
後期高齢者の健康診査

生活習慣病の早期発見・治療のためには、年に一度の健康診査が重要です。後期高齢者医療加入者には、4月下旬に受診票を郵送しますので、健診を受診してください。

●対象 後期高齢者医療加入者
●受診方法 実施医療機関に予約して、保険証と受診票を持って受診してください。
●費用 500円

●受診期限 令和4年3月31日(木)
●問い合わせ 詳しくは後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 6511局3111番へ

令和3年2月福岡県沖地震
災害義援金の受け付け

地震で被災した人を支援するため、義援金を受け付けています。協力をお願いします。

●募集要項
●ところ 役場住民係窓口、中央公民館、南部公民館、図書館、歴史資料館、いきいきほーる
●期限 5月28日(金)
●郵便振替(手数料免除)
▽口座名 日赤令和3年2月福岡県沖地震災害義援金
▽口座番号 00190・1・673783

※受領証が必要な人は通信欄に受領証希望と記入してください。
●期限 5月31日(月)
●共通
●問い合わせ 役場生活支援係

5月1日から マリントラスあしや 入浴時間の変更

浴場の営業時間が変わります。注意してください。

- 現在 午前10時～午後8時
- 変更後 午前11時～午後9時
- ※水曜日のみ、午後2時開始です。
- 問い合わせ 役場高齢者支援係

マイナポイントの
申込期限が延長

マイナポイントの申込対象が3月31日までにマイナンバーカードを申し込んだ人から4月30日までに申し込んだ人に延長されました。

ひきこもり家族のこころ
毎月開催しています

ひきこもりについて、正しい理解と対象者への言葉のかけ方などが学べます。また、参加者同士の交流会で同じ悩みを抱えている人と意見を交換してみませんか。
●とき 毎月第3金曜日午後2時～4時

募集

県が行う取り組みに対し
意見・提案をしてください

●活動内容 年6回程度のアンケート回答・県政への意見や提案
●対象 インターネットを使えて県内に住んでいる18歳以上の人

※参加できない場合、随時電話相談も受け付けています。
●ところ 福岡県精神保健福祉センター(春日市原町)
●対象 ひきこもり状態にある人とその家族
●申し込み・問い合わせ 福岡県精神保健福祉センター ☎ (092) 5822局7530番

自分の特技を磨いて
地域に還元しませんか

いきいき「はつらつ塾」では、地域の皆さんに特技を磨くための場所と専門的な講師を提供します。そこで磨いた技は学校や地区公民館でボランティア講師として発揮してもらいます。

●任期 委嘱の日々令和4年3月
●定員 400人
●報酬 実績に応じてQUOカード進呈(上限3000円)
●申込方法 県ホームページから申し込んでください
●申込期限 5月31日(月)
●問い合わせ 福岡県県民情報課 ☎ (092) 643局3103番

一緒に体を動かしませんか
水巻ゆう・あい倶楽部

「ズンバ短期教室」
●とき 5月6日・13日・20日・27日(木) 午後2時～3時
※1回のみ参加もできます。
●ところ 総合運動公園

保健師(任期付き)を募集
あなたの力が必要です

●採用予定数 1人
●雇用期間 7月1日～最長3年
●対象 次の条件を全て満たす人
▽保健師の資格を持っている
▽文書作成など、基本的なパソコン操作ができる
▽普通自動車を運転できる

●勤務地 いきいきほーる
●申込方法 役場人事秘書係窓口や郵送で申し込んでください
※募集要項や申込書は役場人事秘書係窓口や町ホームページで取得できます。

●申込期限 5月28日(金)
●問い合わせ 役場人事秘書係

4月1日 税金などの新しい支払い方法
から アプリ決済払い 始まりました



銀行やコンビニなどに行かなくても税金などを「いつでも」「どこでも」アプリ決済で納付できるようになりました。

- 対象となる税金など 町県民税(年金・給与天引き以外の人)・国民健康保険税・軽自動車税・固定資産税・住宅使用料・駐車場使用料・保育料・放課後児童クラブ保育料・後期高齢者医療保険料
- 金額の上限 30万円
- 利用できる決済アプリ LINE Pay・PayPay・楽天銀行アプリ・PayB・au PAY
- 利用方法
①スマートフォンなどに決済アプリをインストール
②決済アプリに電子マネーをチャージ
※ PayB の場合、口座登録が必要です。
③納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取る
④金額を確認し、決済する
- 決済手数料 無料
- 注意事項
▷4月以降に発行した納付書のみ、アプリ決済できます。
▷銀行・コンビニ窓口でアプリを使った納付はできません。
▷納付書1枚ごとにスマホ決済手続きが必要です。
▷領収書は発行されません。
※領収書や軽自動車税納税証明書が必要な人は、銀行やコンビニ窓口で納付書払いをしてください。
- 問い合わせ 役場各担当係

みずまき エコバッグ
大好評販売中

テントクロス(ポリ)と
シャンブリック(綿)の
2種類を販売中
●価格 1個 100円(税込)
●ところ 役場2階広報係窓口
※限定のため1人5個までです。
●問い合わせ 役場広報係

“水巻いいね”と言われる取り組み

魅力があって、安全なまちづくりを進めています

水巻町では町独自の住宅支援制度を実施して、町に住む魅力を高めています。今回、町の移住・定住を支援する奨励金や安心安全なまちづくりを進めるための補助金を紹介します。

●申し込み・問い合わせ 役場定住促進係 ☎ 201-4321

最大 30万円 定住促進奨励金

水巻町で住宅を取得しやすい環境を整えるため、新築や中古の住宅を取得した人に奨励金を交付します。

- 奨励金 世帯構成で金額が異なります
 - ▷ 30万円 中学校卒業前の子どもを含む、住宅所有者の直系親族で構成される3世代以上の世帯
 - ▷ 20万円 中学校卒業前の子どもを含む世帯
 - ▷ 10万円 その他の世帯
- 対象 次の条件を全て満たす場合
 - ▷ 新築(中古)の一戸建てやマンションを取得した
 - ※国や県などから、補助金(住まい給付金は併用可)を受けている場合は対象外です。
 - ※住宅の増築や相続・贈与、公共工事に伴う移転補償での取得は対象外です。
 - ▷ 住宅取得日から6か月以内に住民登録をする
 - ▷ 自治会に加入している
- 申込期間 5月～翌年1月
 - ※住宅取得から1年以内に申し込みが必要です。

最大 50万円 危険家屋解体補助金

空き家など老朽危険家屋が放置されて、地域の安全や景観が損なわれないよう危険家屋の解体を支援します。

- 補助金 解体工事費の2分の1
- 対象 次の条件を全て満たす家屋
 - ▷ 町が行う家屋の不良度判定で、点数が一定以上
 - ▷ 所有権以外に抵当権などの権利が設定されていない
 - ▷ 公共工事に伴う移転、建て替え、その他の補償の対象となっていない

最大 90万円 耐震改修補助金

安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた家の耐震化を支援します。

- 補助金 耐震改修費の2分の1
- 対象 次の条件を全て満たす木造住宅
 - ▷ 町内にある一戸建て
 - ▷ 昭和56年5月以前に建築した
 - ▷ 耐震診断での耐震性能の評点が一定未満
 - ▷ 耐震改修工事後に居住する人がいる
 - ※違法建築物は対象外です。

※3つの補助金は工事前の審査が必要です。

最大 16万円 ブロック塀撤去補助金

災害時の安全な避難経路を確保するため、地震などで倒壊する危険が高まったブロック塀の撤去を支援します。今年度から補助金の上限を10万9千円から16万円に引き上げました。

- 補助金 対象撤去費の3分の2
- 対象 次の条件を全て満たすブロック塀
 - ▷ 道路に面して高さが1m以上
 - ▷ 町が行う危険度調査で、点数が一定未満
 - ※フェンスや門扉・門柱、土留めブロックの撤去は補助対象外です。

寝具洗濯サービス

ふっくら布団で快適な生活



自宅で介護を受ける高齢者や重度の身体障がい者の寝具を預かって、洗濯・乾燥・消毒を行います。

- 対象者 次のいずれかに該当する人
 - ▷ 寝具の衛生管理が困難な65歳以上の1人暮らし高齢者
 - ▷ 老衰や心身の障がい、傷病などの理由で寝たきり状態にある65歳以上の高齢者
 - ▷ 重度の身体障がいのために寝たきり状態の身体障がい(児)者
- 寝具預かり日 6月2日(水)・3日(木)
- 寝具返却日 6月9日(水)・10日(木)
- 費用 敷・掛布団、毛布など3点で600円
 - ※マットレスを含む場合は3点で800円です。
- 申込期限 5月10日(月)
- 申し込み・問い合わせ
 - ▷ 役場高齢者支援係・障がい支援係 ☎ 201-4321
 - ▷ 居住する地区の高齢者支援センター

相談

福祉サービスを利用して困ったことはありませんか

- 費用 無料
- 相談時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時
 - ※祝日は休みです。
- 相談・問い合わせ 福岡県運営 適正化委員会事務局 ☎ (092) 915局3511番

社会福祉協議会の相談事業

- 【住民相談員の住民相談】
 - 日常生活の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。
- とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時
 - ※受け付けは午後3時30分までです。
- 【弁護士無料法律相談】
 - とき 5月11日(火)・28日(金) 午後1時～4時
 - 定員 各6人(先着順)
 - 対象 町内に住んでいる人
 - 申込開始日 4月28日(水) 午前8時30分
 - 【司法書士の無料法律相談】
 - とき 5月8日(土) 午後1時～4時

※受け付けは午後0時50分～3時30分までです。

- 内容 財産、相続、多重債務などの相談
- 申込開始日 4月26日(月) 午前8時30分
- 【介護支援専門員の介護相談】
 - 介護で困っている、悩んでいることがあれば、相談してください。
 - とき 5月19日(水) 午後1時～4時
 - ※受け付けは午後3時30分までです。
 - 【共通事項】
 - ところ 社会福祉協議会(いきいきはる2階)
 - 問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 2022局3700番

地域住民の視点で支援を行う 市民後見人・法人後見従事者になりませんか

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの契約や財産管理などを行い、地域で安心して暮らせるよう支援する制度です。住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、その担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」、団体の職員を対象とした地域住民の権利擁護に貢献する「法人後見従事者」の養成講座を開催します。

- 対象 町内に住んでいる、または勤務している20歳以上の人
- ところ 役場別館
- 費用 2,000円(テキスト代)
- 定員 20人程度(選考)
- 申込方法 受講申込書を記入して、社会福祉協議会窓口に提出してください。
- 申込期限 5月21日(金)
- 問い合わせ 詳しくは社会福祉協議会 ☎ 202-3700へ

| とき | 内容 |
|-----------------------|---------------------------|
| 6月5日(土) 午前9時～午後4時40分 | 制度の概要・市民後見人の役割・日常生活自立支援事業 |
| 6月9日(水) 午前9時～午後4時50分 | 後見制度・関連法の知識 対象者の理解 |
| 7月3日(土) 午前9時～午後4時 | 対人援助演習 |
| 7月24日(土) 午前9時～午後5時20分 | 対象者の理解・後見制度の現状と課題・後見業務の実際 |
| 8月21日(土) 午前9時～午後5時20分 | 年金制度、家庭裁判所の実務 後見業務の実際 |
| 8月28日(土) 午前9時～午後5時20分 | 町の福祉制度 後見業務の実際、事例検討 |
| 9月11日(土) 午前9時～午後5時20分 | 事例検討 養成講座修了者の今後 |